

○経済産業省令第十七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣 世耕 弘成

ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

ガス事業生産動態統計調査規則（昭和二十六年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（省令の目的）

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計であるガス事業生産動態統計を作成するための調査（以下「ガス事業生産動態統計調査」という。）の施行に
関しては、この省令の定めるところによる。

第一条の次に次の一条を加える。

(調査の目的)

第一条の二 ガス事業生産動態統計調査は、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

第二条中「ガス生産動態統計調査」を「ガス事業生産動態統計調査」に改める。

第三条中「ガス生産動態統計調査」を「ガス事業生産動態統計調査」に、「第二条第十一項」を「第二条

第十二項」に改め、「ガス事業者」の下に「(同条第十項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。)」を加える。

第四条の見出しを「調査事項」に改め、同条中「ガス生産動態統計調査」を「ガス事業生産動態統計調査」に改め、「(ガス事業法第二条第四項に規定する簡易ガス事業者については、第一号、第三号ロ及びハ並びに第六号に掲げる事項)」を削り、同条第三号から第六号までを削り、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導

管によりこれを供給するものを除く。）、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者及び同条第八項に規定する特定ガス導管事業者については、次の事項について行う。

イ 原料

ロ ガス生産量及び購入量内訳

ハ 製品ガス生産・購入・販売・在庫

ニ メーター取付数

ホ 調定数

ヘ 託送供給（ガス事業法第二条第四項に規定する託送供給をいう。）

ト 労務

二 ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）については、次の事項について行う。

イ 供給地点群（特定ガス発生装置に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。）

ロ 原料

ハ 需要家メーター数

ニ 生産品

第五条の見出しを「調査票の様式」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「調査票用紙」を「調査票」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項を次のように改める。

ガス事業生産動態統計調査は、経済産業大臣が定める様式による調査票（以下「調査票」という。）によつて行う。

第五条の次に次の三条を加える。

（報告義務）

第五条の二 ガス事業者又はガス事業者に属する工場（事業場を含む。以下同じ。）の管理責任者（以下「報告義務者」という。）は、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。

（調査の方法）

第五条の三 ガス事業生産動態統計調査は、経済産業大臣又はガス事業者の住所又はガス事業者に属する工

場の所在する地域を管轄する経済産業局長若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（以下単に「経済産業局長」という。）がその報告義務者に配布する調査票によって行う。

（調査表の提出）

第五条の四 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、経済産業局長に提出しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第五条の二の報告をするときは、経済産業大臣に提出するものとする。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は適用しない。

第六条第一項中「ガス生産動態統計調査」を「ガス事業生産動態統計調査」に、「統計法第十四条」を「法第十四条」に改め、同条第四項中「統計法」を「法」に、「基く」を「基づく」に改める。

第七条第一項中「整理審査し」を「整理した上、審査し」に、「残部」を「他の一部」に改め、同条第二項中「審査集計する」を「審査した上、集計する」に改める。

第八条及び第九条を削る。

第十条中「すみやかに経済産業省の刊行物に掲載し、又はその他の方法により」を「速やかに」に改め、同条を第八条とする。

第十一条を削る。

第十二条第二項中「の作成した集計表の保存期間は、五年とする」を「は、調査票の内容を記録した電磁的記録を永年保存する」に改め、同条を第九条とする。

附 則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。